

○財務省告示第四十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年一月十日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。

平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（五年）（第二百二十五回）、利付国庫債券（十年）（第三百十回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十四回及び第五十四回）
二	発行の根拠
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等
三	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法
四	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法
五	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額
六	額面金額で二千九百九十八億円
七	払込金額
七	三千百六十九億五千三十九万二千円

八 最低額面金  
九 振替単位  
十 発行行日  
十一 発行価格

十二 利率  
十三 経過利  
十四 払込み

十四 利子

五万円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金  
の整数倍の金額によるものと  
す。平成三十年一月十日  
平成三十年一月十日  
発行対象国債ごと、額面金額  
百円につき、次の算式により算  
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100}} \times \text{残存年数}$$

(別表のとおり)  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に加えて、次の算式によ  
り算出した金額を払込日に払  
い込むものとす。

各発行対象国債の額面金額の  
総額×各発行対象国債の額面金額  
100×各発行対象国債の第十号に  
支規(払込みの発行期日か、第十  
支規(払込みの発行期日か、第十  
日)

第十号に規定する発行日後の各  
発行対象国債の支払期、支払の  
と、各支払期において、次の  
算式により算出した金額を支払  
う。ただし、算出した金額を休業  
日に支払うときは、その翌営業  
日に支払う。(償還期限に  
同じ。)

$$\frac{\text{発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行}$$

（（利 第二付 五十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第二付 四十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第三付 百年） 十）庫 回）債 券）	（（利 回）第 五）年 百）庫 二十） 五）債 券）	名称及び記号
二・二%	二・五%	一・〇%	〇・一%	利率（年）
十年平 日十成 二三 月十三 十二	日年平 三三成 月三 二十二 十二	日年平 九三成 月三 二十二 十二	日年平 九三成 月三 二十二 十二	償還期限
二十億 円	十二 三億 八百 九 円	二十 一億 円	六十 四億 円	（発行 額面金 額）

（別表）

二十	十九	十八							十七	十六	十五
払	者	入	払	元	利	象	各	準	入	償	償
込	札	札	場	利	回	国	各	と	札	還	還
期	参	所	金	回	り	債	行	す	の	金	期
日	加	支	支	の	の	の	対	る	基	額	限
平	財	日	単	統	が	年	銘	額	（		
成	務	本	利	計	発	一	柄	面	別		
三	大	銀	回	値	表	月	毎	金	表		
十	臣	行	り	表	し	五	の	額	の		
年	か		と	に	た	日	基	百	と		
一	ら		す	掲	公	付	準	円	お		
月	通		る	載	社	で	利	に	り		
十	知		。	さ	債	日	回	つ			
日	を		た	れ	店	本	は	き			
	受		平	た	頭	証	、	百			
	け		均	た	売	券	平	円			
	た		値	平	買	業	成				
	者		の	の	参	協	三				
					考	会	十				